

諮問番号：令和5年度諮問第 3号
答申番号：令和5年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年3月25日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分は、健康で文化的な最低限度の生活を維持する権利を無視した保護決定であり違法である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、令和3年4月分保護費について、令和2年11月に算定した地区別冬季加算を削除する変更を本件処分において行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、健康で文化的な最低限度の生活を維持する権利を無視した保護決定であり違法である旨を主張している。

しかしながら、法第1条、法第4条、法第5条、法第8条第1項及び第2項並びに生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和42年5月24日最高裁判所民事判例集第21巻5号1043頁。以下「昭和42年最高裁判決」という。）

本件処分は、保護の基準に基づき、地区別冬季加算2,630円（以下「本件冬季加算」という。）を削除したうえで、審査請求人の基準生活費76,420円及び住宅扶助費38,000円の合計114,420円を算定し支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(2) 以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護の基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) なお、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の1のとおり、年齢改定は、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこととされているところ、本件処分の通知書には、変更の理由として、審査請求人には適用のなかった年齢改定が記載されていることが認められる。

本件については、告示によって保護の基準の内容が明らかにされており、保護費を決定するに当たり処分庁による裁量の余地がないといえること、本件処分の通知書とそれ以前の記載を見比べるとすれば、年齢改定による保護費の変更及び増減の程度等が判明することから、本件処分に係る理由提示が不十分であることをもって、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできないが、処分庁においては、保護費の算出根拠・過程等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年4月27日 諮問書の受領

令和5年4月28日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：5月12日

口頭意見陳述申立期限：5月12日

令和5年5月24日 第1回審議

令和5年6月21日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、最低生活として、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(4) 法第8条は、基準及び程度の原則として、第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

(5) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。

(6) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費及び地区別冬季加算額を定めている。

なお、処分庁所管区域内の本件処分の時点における審査請求人世帯(20歳から40歳までの単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は76,420円、地区別冬季加算額は2,630円である。

(7) 局長通知第10の1は、年齢改定について、「(1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。」「(2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこ

と。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年9月7日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和2年10月23日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、同年11月分から本件冬季加算を認定する保護変更決定処分を行った。
- (3) 令和3年3月25日付けで、処分庁は、同年4月分から本件冬季加算を削除し、同月分の保護費として、基準生活費76,420円及び住宅扶助費38,000円の合計114,420円を算定し支給する本件処分を行った。
本件処分に係る通知書の「決定した理由」の欄には「年齢改定 冬季加算の削除」とのみ記載されている。
本件処分に係る通知書には、表題に「生活保護を受給中のみなさんへ」と記された案内が同封されており、「(前略)4月分の生活保護費については同封の「保護決定通知書」で支給金額を確認してください。(「保護決定通知書」の内容についてご不明な点がありましたら担当者までお問い合わせください。) ※4月は冬季加算がなくなる月です。3月分の保護費と比べ、少なくとも冬季加算分が減額となります。(後略)」と記載されている。
なお、審査請求人は〇〇〇〇年生まれであるため、本件処分の時点において年齢改定の適用はなかった。
- (4) 令和3年4月30日、審査請求人は、処分庁を訪問し、4月分から保護費が減額された理由を尋ねた。これに対し、処分庁は、11月分から3月分までは本件冬季加算が計上されているが、4月分からは削除されるためである旨を説明した。
- (5) 令和3年5月6日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 前記2(2)、(3)のとおり、処分庁は、令和3年4月分保護費について、令和2年11月分から認定した本件冬季加算を削除する変更を行ったことが認められる。
これに対し、審査請求人は、健康で文化的な最低限度の生活を維持する権利を無視した保護決定であり違法である旨を主張している。
しかしながら、前記1(1)から(4)のとおり、保護は、保護の基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（昭和42年最高裁判決）。

本件処分は、保護の基準に基づき、審査請求人の本件冬季加算を削除した上で、保護費を算定し支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(2) 以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護の基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の判断を左右するものではないが、本件処分に係る通知書には、処分の理由として、「年齢改定 冬季加算の削除」とのみ記載されていることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分に係る通知書の理由に、根拠となる法令等についての記載がない点について、理由提示が不十分であったと言わざるを得ない。

また、前記第5の1(7)のとおり、年齢改定は、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこととされているところ、前記第5の2(3)のとおり、審査請求人には年齢改定の適用がなかったことが認められる。

本件については、告示によって保護の基準の内容が明らかにされており、保護費を決定するにあたり処分庁による裁量の余地がないといえること、本件処分に係る通知書とそれ以前の記載を見比べるなどすれば、年齢改定による保護費の変更及び増減の程度等が判明することから、本件処分に係る通知書の理由に、審査請求人に適用がない事項が記載されている点をもって、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできないが、理由提示が適切ではなかったといえる。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令も含め適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子